

# 令和 3 年度政策評価の結果（案）

令和 3 年 11 月

北 海 道

## 令和3年度政策評価の結果

<b>第1 基本評価</b>		
<b>1 基本評価の実施方針等</b>	-----	1
1-1 基本的な考え方		
1-2 基本評価の実施方針（概要）		
<b>2 施策評価</b>	-----	3
2-1 一次政策評価の結果		
2-2 二次政策評価の結果		
2-3 政策の柱の評価		
<b>3 事務事業評価</b>	-----	6
3-1 一次政策評価の結果		
3-2 二次政策評価の結果		
<b>第2 公共事業評価</b>	-----	9
1 公共事業再評価の実施方針等		
2 公共事業再評価の結果		
3 公共事業（大規模等）事前評価の実施方針等		
4 公共事業（大規模等）事前評価の結果		
<b>第3 公表</b>	-----	14
<b>参考 政策評価制度の概要</b>		

## 第1 基本評価

基本評価は、PDCAによる政策のマネジメントサイクルのもと、社会経済情勢の変化などに伴う道政上の課題への的確な対応や、効果的かつ効率的な施策展開に向け、道が進める施策や事務事業を対象に点検・検証を行うものです。

### 1 基本評価の実施方針等

#### 1-1 基本的な考え方

北海道総合計画（以下、「総合計画」という。）及び知事公約等を着実に推進するため施策・事業の改善や取捨選択、関係部局間や民間との連携強化の推進など、徹底した点検・検証の上、必要な見直しを行うこととしています。

また、評価結果については、総合計画や関連計画の一体的な推進管理、次年度に向けた重点政策の展開及び予算の編成・執行、組織・機構の整備など、道政の各分野に適切に反映することとしています。

#### 1-2 基本評価の実施方針（概要）

##### （1）評価の対象

施策評価においては、総合計画の政策体系に沿って各部局等が推進する施策を対象としています。

事務事業評価においては、令和3年4月1日現在で令和3年度予算に計上されている事業及び職員配置の基礎となっている分掌事務としています。

[対象となる部局等]

知事（各部等）、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長

##### （2）評価の時点

評価は中間評価とし、令和3年6月1日時点の進捗状況に基づき評価を実施しました。

##### （3）評価の手法

「令和3年度 政策評価基本方針」に基づき、各部局等が一次政策評価を実施するとともに、道政の統一性の確保及び総合的な推進を図る観点から、総務部財政局財政課ほか関係部局で構成する二次政策評価等検討チームが二次政策評価を実施しました。

#### (4) 評価の視点

① 一次政策評価では、各部局等が次の視点で点検・検証を行いました。

##### ア 施策評価

- (ア) 施策目標の達成状況
- (イ) 施策間の連携状況等
- (ウ) 施策の緊急性、優先性

##### イ 事務事業評価

- (ア) 事務事業の有効性
- (イ) 事務事業のコスト
- (ウ) 事務事業の執行体制
- (エ) 道政の重要課題の点検

(ゼロカーボン北海道の実現、北海道Society5.0の実現、新型コロナウイルス感染症の影響低減)

② 二次政策評価では、二次政策評価等検討チームが、次の視点に基づき重点的に点検・検証を行いました。

##### ア 施策評価

- (ア) 施策目標の達成状況
  - a 目標の達成状況に遅れがみられるもの
  - b 目標を達成する上で特に大きな課題があるもの
- (イ) 施策間の連携状況等
  - a 関連する施策間・部局間の相互連携が不十分なもの
  - b 多様な主体による連携・協働の取組が不十分なもの
- (ウ) 施策の緊急性、優先性
  - a 経済社会情勢の変化や道民の要請等を踏まえ、緊急性が高く、優先的に取り組む必要のあるもの
  - b 前年度の評価結果や新たな課題等への対応が必要なもの

##### イ 事務事業評価

- (ア) 事務事業の有効性
- (イ) 事務事業のコスト
- (ウ) 事務事業の執行体制
- (エ) 重要課題の推進

## 2 施策評価

総合計画で掲げた政策目標の実現に向け、総合計画の政策体系に沿った重点戦略計画などに関連する施策を一体的に推進管理するとともに、限られた行財政資源の最大限の活用と施策目標の実現を図る観点から、目標・指標などの具体の根拠に基づき、施策の点検・検証を行い、今後の施策展開の方向性や推進状況などを整理しました。

### 2-1 一次政策評価の結果

#### (1) 評価対象

総合計画の政策体系に沿って整理した152施策

#### (2) 評価結果

施策に設定した成果指標の達成状況や取組の実績・成果を点検・検証し、施策目標の達成に向けた今年度の進捗状況について評価を行った結果は〔表-1〕のとおりです。

〔表-1〕

目標の達成に向けた今年度の進捗状況			
順調	概ね順調	やや遅れている	遅れている
36	60	29	19

※施策数と評価の合計は、成果指標の未実績などにより判定不可の施策があるため一致しない

### 2-2 二次政策評価の結果

一次政策評価の結果を踏まえ、二次政策評価等検討チームが重点的に点検・検証し、政策目標の実現に向けて検討した結果は〔表-2〕のとおりです。

〔表-2〕

意見区分・課題区分	二次政策評価意見を付した施策数	考え方
施策目標の達成状況	28	政策実現のため、施策目標の達成に向けてさらに取り組むよう意見を付したもの

## 2-3 政策の柱の評価

総合計画の進捗状況をより明瞭にし、評価の客観性及び透明性を向上させる観点から、総合計画の政策展開の基本方向における「中項目（21の政策の柱）」の内、7つについて、施策評価を基に進捗状況を評価するとともに、政策評価委員（基本評価等専門委員会）によるヒアリング等の調査審議を実施しました。

### 【経過】

月	実施内容
6月	第2回政策評価委員会において、21中項目の内、7つを選定 7中項目の評価担当委員（1項目1人又は2人）を決定
7月	一次政策評価の評価結果を基に、7中項目の総合判定を算出
8月～9月	第2回基本評価等専門委員会において、政策の柱の評価方法を審議 担当委員へ7中項目の評価内容に対する質問や意見等の事前質問を実施
10月	委員による、担当部局へのヒアリングを実施
11月	第3回基本評価等専門委員会において、今年度の基本評価結果を審議 第3回政策評価委員会において、政策評価結果の審議

[表-3]

### 【政策の柱の個別意見】

政策の柱	施策数	進捗状況	委員意見
安心して子供を産み育てることができる環境づくりの推進	7	概ね順調	判定結果は「概ね順調」となっているが、主な指標を見る限り順調とは言えないと考えられ、施策との関連性が乏しい成果指標により達成率を判定しているものが見受けられる。総合計画や分野別計画で設定された指標であることや、国が示していないので独自の指標設定は困難との説明であるが、取組内容を精査し適切な成果指標の設定を行っていただきたい。
豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承	8	やや遅れている	野生動物対策ではエゾシカ対策が重点的に取り組まれてきたが、近年はヒグマ対策への取り組みも必要になっており対応が遅れている。既定の目標指標だけにとらわれるのではなく、環境変化に応じた道民ニーズの変化を的確に把握し、人と自然・野生動物が共生する社会づくりを推進すること。
環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築	3	やや遅れている	ゼロカーボン北海道の取組を推進するために、今後も継続して、社会経済情勢に合った適切な取組を選択し、施策目標の実現に向けた効果的な取組を推進することが期待される。 その際、国の法令等体系や施策の規模感などを考慮しつつも、道庁がもっと主体的に、北海道の強み・弱みを踏まえた施策を、市町村や道民とうまく協働して粘り強く推進・展開することが期待される。
新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進	9	概ね順調	個々の施策の進捗状況が把握できるような成果指標を検討し、新たな成長産業への挑戦や研究開発の進捗状況を示すことが求められる。 北海道の活性化に役立つ科学技術の振興を図るため、目標を早期に達成しているものについては、新たな視点で目標を設定し施策目標の実現に向けた効果的な取組を推進すること
海外の成長力を取り込んだ経済の持続的発展	7	やや遅れている	成果指標の目標が大きすぎるものが見られることや施策の進捗状況の把握が難しいものがあることから、道が行う取組との関連性がわかるような指標を設定し、海外の成長力を取り込んだ持続可能な取組を推進すること
北海道の未来を拓く人材の育成	15	概ね順調	コロナ禍以前から成果指標が目標値に達していない状況が見られることから、様々な主体と連携するなど取組をさらに工夫し、人口減少やグローバル化が急速に進行する北海道を担う人づくりを推進すること 北海道の未来を拓く人材の育成に向け、成果指標を適切に設定することで、目標の達成状況を適切に把握すること

<p>持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備</p>	<p>6</p>	<p>概ね順調</p>	<p>各部署が担当する施策については、概ね現状と課題を踏まえて適切に実施されていると判断されるが、施策間あるいは部局間の連携についてはうまく機能しているとは言い難いと感じられる。</p> <p>一方、施策目標に対応する成果指標については、達成が容易と判断されたもののみが掲げられているように感じられ、残された課題が何であるかはわかりづらい。さらには、施策の目標・目的と手段を混同しているような取り組みが記載されている点は改善の余地がある。すなわち、施策を実施するためには、適正な予算が必要となるが、予算確保自体が目的ではないことに留意されたい。</p> <p>目標と関連性の高い取組や成果指標を記載するとともに、うまく機能している施策だけではなく、課題が残されている施策については、その進捗状況がわかる情報を示して頂きたい。そのことにより、持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備に向け、道民にわかりやすい評価が可能となると考えられる。</p>
------------------------------	----------	-------------	---

【全体意見】

北海道政策評価委員会の審議を踏まえ、次のとおり意見を付すものとする。

・総合計画に掲げる政策の実現に向けた評価

政策（政策の柱）の推進状況と現状認識に乖離が見られることから、総合計画の見直しに合わせた施策推進体系を整備し、総合計画に掲げる政策の実現に向けた取組状況を明瞭化すること。

・適切な指標の設定

政策（政策の柱）及び施策の推進状況を明らかにするため、施策目標や事業の取組の進捗状況を表す適切な指標の設定及び社会経済情勢を踏まえた指標の目標値を設定すること。

### 3 事務事業評価の結果

平成30年度から、施策評価と一体的に事務事業評価を行い、課題のある事務事業を抽出する重点的な評価を実施してきましたが、定期的な点検・評価が行われていない事務事業もあることから、今年度はすべての事務事業について評価を行いました。

あわせて、道政の重要課題であるゼロカーボン北海道や北海道 Society5.0 の実現に資する事務事業、既存事業の再構築の検証など、ポストコロナを見据えた展望のもと全ての事務事業を評価しました。

#### 3-1 一次政策評価の結果

##### (1) 評価対象

2,797事務事業

##### (2) 事務事業の方向性

評価対象の事務事業について、各部局等による自己評価により、令和4年度に向けた方向性を整理した結果は[表-4]のとおりです。

[表-4]

方向性	事務事業数	備 考
現状維持	2,390	事業費、事業内容に大きな変更が見込まれない事業
改 善	164	施策評価における指標の達成状況が「C(80%~90%)、D(80%以下)」判定の指標と関連する事業など
拡 充	32	事業費、事業内容の拡充が必要な事業
縮 小	11	事業費、事業内容を縮小する事業
終了等	200	単臨や時限の到来などで、終了、統合、廃止する事業

##### (3) 道政上の重要課題

ゼロカーボン北海道や北海道Society5.0 の実現など、ポストコロナを見据えた長期展望のもと、今後の政策展開の方向を踏まえた既存事業の再構築に向け、全ての事務事業を対象に評価を実施した結果は[表-5]のとおりです。

評価にあたっては、「ゼロカーボン北海道」「北海道Society5.0」の実現、「新型コロナウイルス感染症」への対応について、次年度に向けた見直しの可否について点検を実施しました。



[表-5]

区 分	見直し予定事業数		視 点
	事業数	総数	
ゼロカーボン	446*	450	ゼロカーボン北海道の推進
Society5.0	403*		北海道Society5.0の推進
コ ロ ナ	340*		コロナ禍における会議・研修・イベント等の実施方法の点検

※事業数については区分での重複有

区 分	主な見直し内容
普 及 啓 発	○啓発資材の電子化 ○オンラインによる開催 など
会 議 等	○オンラインやタブレットの活用
調 査 業 務	○調査・分析の電子化 ○ヒアリングのオンライン化
窓 口 業 務 等	○オンラインによる窓口申請対応
施 設 整 備 ・ 維 持 等	○省エネ機器・設備の導入 ○次世代自動車などへの切り替え
委 託 業 務	○委託仕様書に温室効果ガスの排出削減吸収等に資する取組を促す項目を付記 ○委託仕様書に、IoT、AI、ICT を積極的に活用するよう付記
補 助 事 業	○ゼロカーボンや Society5.0 の推進に関する補助メニューの追加や優先採択化
指 定 管 理 者	○ゼロカーボンや Society5.0 に資する取組を促進

### 3-2 二次政策評価の結果

一次政策評価の結果を踏まえ、二次政策評価等検討チームが重点的に点検・検証し、今後の取組の方向性などを検討した結果は〔表-6〕のとおりです。

〔表-6〕

二次評価の視点	二次政策評価意見を付した事業数	内 容
事務事業の有効性	117	施策への貢献度を重視して、効果的な事務事業の再構築につながる意見を付与
事務事業のコスト	45	効果的、効率的な予算執行を図るよう見直し、コストの削減を図るよう意見を付与
事務事業の執行体制	45	事務事業を見直し、執行体制の簡素化・効率化を図るよう意見を付与
重要課題の推進	450	ゼロカーボン北海道や北海道Society5.0の一層の推進を図るための意見を付与

※視点が重複する事業あり

## 第2 公共事業評価

### 1 公共事業再評価の実施方針等

公共事業再評価にあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、限られた行財政資源を有効に活用した社会資本の重点的な整備の推進の観点から、「選択と集中」の視点に立った継続事業・地区の点検・検証を行う目的で実施しました。

#### (1) 評価の対象

道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）のうち、維持管理及び災害復旧等に係る事業を除いた次のいずれかに該当する施工地区

- ① 事業採択後5年が経過した時点で未着手（建設部所管公共事業にあつては未着工と読み替える。）の地区
- ② 事業採択後5年が経過した時点で継続中の地区（ただし、当該年度前に再評価を実施した場合を除く。）
- ③ 道路事業、街路事業、ダム事業のうち、事業採択前の準備・計画段階において、着工準備費又は実施計画調査費が初めて予算化されてから5年が経過している地区
- ④ 再評価実施後5年が経過した時点で継続中の地区
- ⑤ 直近の公共事業評価（今回が初めての公共事業評価の場合は事業採択時）における事業費から10億円以上の増額地区
- ⑥ 社会経済情勢の急激な変化等により再評価の実施の必要が生じた地区

#### (2) 評価の対象部局

知事（農政部、水産林務部、建設部）

#### (3) 評価の時点

評価は中間評価とし、令和3年8月1日現在の進捗状況に基づき評価を実施しました。

#### (4) 評価の手法

各部局において一次政策評価を実施するとともに、道政の統一性を確保し又は総合的な推進を図る観点から、総合政策部計画局ほか関係部局で構成する二次政策評価等検討チームにおいて、二次政策評価を実施しました。

なお、評価の客観性及び透明性を向上させる観点から、評価対象である地区について、評価の過程において、専門委員会によるヒアリングなどの調査審議を実施し、その結果を二次政策評価に反映しています。

## (5) 評価の視点

- ① 一次政策評価においては、次の視点で評価を行いました。
- ア 事業の進捗状況（事業は順調に進捗しているか）
  - イ 事業の実施に伴う経済効果等（事業の経済効果等はあるのか）
  - ウ 事業コスト削減の取組（事業コスト削減の取組は十分か）
  - エ 事業の必要性（当初予定した事業の必要性に変化はないのか）
  - オ 事業を推進する上での課題（北海道総合計画での位置付けや環境上の配慮など事業推進上の課題はないか）
  - カ 事業の達成見込み（事業達成は見込まれるのか）
- ② 二次政策評価においては、上記①の評価を行うとともに、一次政策評価を踏まえ、(1)の⑥に該当する地区について、重点的な点検・検証を行いました。

## 2 公共事業再評価の結果

### (1) 一次政策評価

- ① 対象地区数 106地区

[表-7]

事業種別	地区数
農政部所管	50地区
・道営土地改良事業費（農地整備事業（経営体育成型））	28地区
・道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型））	5地区
・道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備中山間地域型））	9地区
・道営土地改良事業費（水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業（農地集積促進型）））	1地区
・道営農村総合整備事業費（中山間地域農業農村総合整備事業）	2地区
・道営農地防災事業費（農村地域防災減災事業（用排水施設整備事業））	1地区
・道営農道整備事業費（農村整備事業（農道・集落道））	1地区
・道営農地防災事業費（海岸保全施設整備事業（老朽化対策））	1地区
・道営土地改良事業費（草地畜産基盤整備事業（草地整備型（公共牧場整備事業）））	2地区

事業種別	地区数
水産林務部所管	22地区
・水産基盤整備事業	8地区
・漁港海岸保全事業（高潮対策事業）	1地区
・漁港海岸保全事業（海岸堤防等老朽化対策事業）	1地区
・林道整備事業費	10地区
・治山事業費（補助金事業）	2地区
建設部所管	34地区
・道路改築事業費（道路メンテナンス事業費補助）	1地区
・道路改築事業費（社会資本整備総合交付金）	2地区
・道路改築事業費（地域高規格道路）	1地区
・大規模特定河川事業費・広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）	1地区
・広域河川改修事業費（社会資本整備総合交付金）	9地区
・大規模特定河川事業費・河川総合流域防災事業費（社会資本整備総合交付金）	1地区
・河川総合流域防災事業費（社会資本整備総合交付金）	4地区
・通常砂防事業費（社会資本整備総合交付金）	5地区
・通常砂防事業費（事業間連携砂防等事業費補助）	1地区
・通常砂防事業費（大規模特定砂防等事業費補助）	1地区
・火山砂防事業費（社会資本整備総合交付金）	1地区
・総合流域防災事業費（地すべり）（社会資本整備総合交付金）	1地区
・急傾斜地崩壊対策事業費（社会資本整備総合交付金）	3地区
・総合流域防災事業費（急傾斜）（社会資本整備総合交付金）	1地区
・海岸高潮対策費（社会資本整備総合交付金）	2地区

② 評価結果

評価結果（今後の対処方針）は、表－８のとおりです。

(2) 二次政策評価

評価結果（今後の対処方針）は、表－８のとおりです。

[表－８]

今後の 対処方針	一次政策評価	二次政策評価	備 考
	地区数	地区数	
継 続	106	106	—
合 計	106	106	—

#### 【付帯意見】

北海道政策評価委員会の審議内容を踏まえ、次のとおり意見を付すものとする。

#### ●農業農村整備事業全般

当初における事業効果の早期発現を図るため、事前評価後や事業採択後に整備箇所や事業費が大幅に変動しないよう、計画段階における事業要望等の取りまとめ手法を改善し、その改善方策を公共事業評価専門委員会に報告すること。

#### (3) 今後の対応

公共事業再評価の結果については、令和4年度以降の予算編成を含めた事業の進め方に適切に反映させることとします。

### 3 公共事業（大規模等）事前評価の実施方針等

公共事業（大規模等）事前評価にあたっては、厳しい財政状況の中、重点的・効果的な予算配分を図る観点から新規事業・地区の点検を行う目的で実施しました。

#### (1) 評価の対象

道が実施する公共事業（国庫補助事業及び交付金事業）の施工地区のうち、国（公共事業関係省庁）の事前評価実施要領等に示されている事業の施工地区及び同要領等を準用した場合に対象となる交付金事業の施工地区で、次に該当するもの

- ① 令和4年度国費予算要望等を予定している施工地区のうち、事業費が10億円以上の地区
- ② 令和5年度以降に国費予算要望等を予定している施工地区のうち、他の法令による手続以前に事前評価が必要と認められる地区で、かつ、事業費が10億円以上の地区
- ③ 事業計画の変更（事業費や事業内容の変更等）など特別な理由により、事前評価の実施の必要が生じた、事業費が10億円以上の地区
- ④ その他、必要と認める地区

#### (2) 評価の対象部局

知事（建設部）

#### (3) 評価の時点

評価の時点は事前評価とし、令和3年3月1日現在の事業計画に基づき評価を実施しました。

#### (4) 評価の手法

各部署において一次政策評価を実施するとともに、道政の統一性を確保し又は総合的な推進を図る観点から、総合政策部計画局ほか関係部署で構成する二次政策評価等検討チームにおいて、二次政策評価を実施しました。

なお、評価の客観性及び透明性を向上させる観点から、評価対象である地区について、評価の過程において、専門委員会によるヒアリングなどの調査審議を実施し、その結果を二次政策評価に反映しています。

#### (5) 評価の視点

- ① 一次政策評価においては、次の視点で評価を行いました。
  - ア 事業の必要性（社会経済情勢、地域課題・ニーズ、北海道総合計画との関連）
  - イ 事業内容等の適切性（公的関与・実施主体、事業採択・構造基準等の適切性）
  - ウ 代替案の検討（事業手法や工法の比較検討の経緯・内容）
  - エ 緊急性・優先性（予定年度での採択の必要性、優先順位の設定）
  - オ 環境への影響・配慮（環境配慮への取組）
  - カ 事業の妥当性（根拠法令、道政課題・関連施策との整合、関連手続、地域の動向・意向、事業環境、事業コスト削減の取組）
  - キ 事業効果（費用対効果等）
  - ク 事業特性による特記事項（事業に係るその他の必要な事項）
  
- ② 二次政策評価においては、上記①の評価を行うとともに、一次政策評価を踏まえ、次の課題や問題点が認められた地区について、重点的な点検・検証を行いました。
  - ア 事業の必要性が十分でないもの
  - イ 緊急性・優先性が十分でないもの
  - ウ 地域の事業環境が十分に整っていないもの
  - エ 事業の妥当性が十分でないもの
  - オ 上記以外で特に必要と認めるもの

## 4 公共事業（大規模等）事前評価の結果

### (1) 一次政策評価

- ① 対象地区数 1地区

[表－9]

事業種別	地区数
建設部所管	1地区
・治水ダム建設事業費	1地区

② 評価結果

評価結果（今後の対処方針）は、表－10のとおりです。

(2) 二次政策評価

評価結果（今後の対処方針）は、表－10のとおりです。

[表－10]

今後の 対処方針	一次政策評価	二次政策評価	備 考
	地区数	地区数	
要望を行うことは妥当	1	1	治水ダム建設事業費（実施計画調査）（ペーパン川）
合 計	1	1	

(3) 評価結果の反映

公共事業（大規模等）事前評価の結果については、令和4年度国費予算要望等を含めた事業の進め方に反映することとします。

### 第3 公表

政策評価の結果については、この報告書や評価調書などの関係書類を、行政情報センター並びに総合振興局及び振興局の行政情報コーナー等に備え置き、縦覧に供するとともに、北海道のホームページの掲載や道庁ブログを通じた情報発信など、多くの道民の皆様にご覧いただけるよう、積極的に公表することとしています。



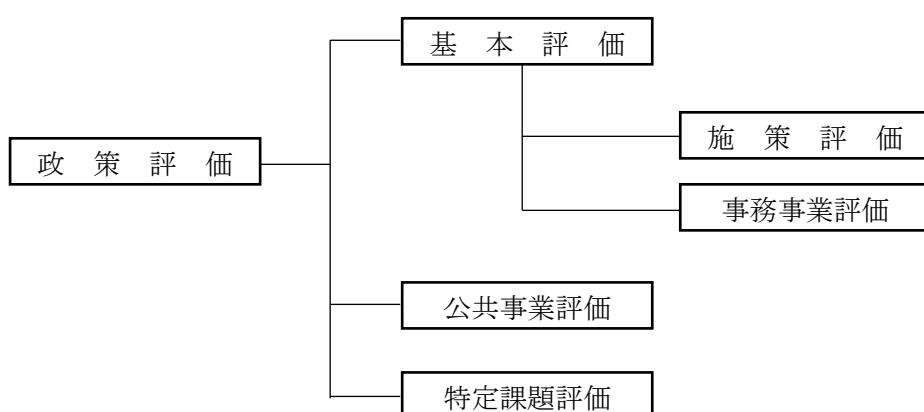
## 《参考》

## 政策評価制度の概要

限られた行財政資源を最大限に活用し、政策の合理的な選択と質の向上を図るとともに、道民への説明責任を果たすため、北海道政策評価条例に基づき、政策評価を行っています。

### 【評価体系】

道の政策評価の体系は、道政全般を網羅する「基本評価（施策評価、事務事業評価）」と、それを補完する「公共事業評価」、「特定課題評価」で構成しています。



### 【評価体系】

- ・ 施策：道政において、具体的な行政目的の実現を目標とする方策、対策等であって、複数の事務事業で構成されるもの
- ・ 施策評価：目標の達成状況や緊急性・優先性などの視点から、点検、検証を行うもので、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにするもの
- ・ 事務事業：施策の目的の実現を目標とし、個別の予算や人員等から構成される行政上の活動であって、基礎的な単位となるもの
- ・ 事務事業評価：改善等を要する事務事業について、必要性や効果といった視点とともに、施策の目的の実現に向けた有効性といった視点から点検、検証を行うもので、今後の事務事業の方向性などを明らかにするもの
- ・ 一次政策評価：各部局が所管する施策、事務事業について実施する評価
- ・ 二次政策評価：一次政策評価結果を踏まえ、道政の統一性の確保や総合的な推進を図る観点から実施する評価